# 東 日 本 旅 客 鉄 道 株 式 会 社
# 一般乗合旅客自動車運送事業取扱規則

（平成24．12．6
東日本旅客鉄道㈱
公 告 第 9 号）

## 第１章　総　則

（適用範囲）

**第１条**　当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送契約は、この規則の定めるところによります。

２　この規則に定めのない事項については、法令の定めるところ、一般の慣習又は別に定めるものによります。

３　当社がこの規則の趣旨、法令及び一般の慣習に反しない範囲でこの規則の一部条項について特約に応じたときは、当該条項の定めにかかわらず、その特約によります。

４　ICカードによる一般乗合旅客自動車運送事業に関する運送等については、東日本旅客鉄道株式会社BRT ICカード乗車券取扱規則（平成25年７月東日本旅客鉄道株式会社公告第10号）によります。

（用語の意義）

**第２条**　この規則におけるおもな用語の意義は、次のとおりとします。

⑴　「駅」とは、当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業における停留所をいいます。

⑵　「駅等」とは、当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業における営業所、停留所及び当社の経営する旅客鉄道線において旅客の取扱いをする停車場をいいます。

⑶　「乗車券」とは、当社が発行する普通乗車券、定期乗車券（通勤定期乗車券及び通学定期乗車券）、回数乗車券及び団体乗車券をいいます。

⑷　「受託者」とは、道路運送法第35条の規定により当社の経営する一般乗合旅客自動車運送事業の管理を他の一般乗合旅客自動車運送事業者に委託する場合（以下単に「委託する場合」という。）に、その委託を受けた者をいいます。

⑸　「係員」とは、当社の係員及び受託者の係員をいいます。

⑹　「自動車線」とは、当社が運行する一般乗合旅客自動車の路線をいいます。

⑺　「鉄道線」とは、当社の経営する旅客鉄道をいいます。

（契約の成立時期）

**第３条**　旅客の運送契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃を支払い、乗車券の交付を受けた時に成立します。ただし、乗車後係員の請求に応じて所定の運賃を支払うときは、乗車した時に成立します。

２　前項の規定によって契約の成立した時以後における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべてその契約の成立した時の規定によるものとします。

（係員の指示）

**第４条**　旅客は、当社及び受託者の運転者、車掌その他の係員が運送の安全確保と車内秩序の維持のために行う職

務上の指示に従わなければなりません。

## 第２章　旅客運送

### 第１節　運送の引受け

（運送の引受け）

**第５条**　当社は、次条の規定により運送の引受け又は継続を拒絶する場合及び第７条の規定により運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受けます。

（運送の引受け及び継続の拒絶）

**第６条**　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、運送の引受け又は継続を拒絶することがあります。

⑴　当該運送の申込みがこの規則によらないものであるとき。

⑵　当該運送に適する設備がないとき。

⑶　当該運送に関し、申込者から特別な負担を求められたとき。

⑷　当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良の風俗に反するものであるとき。

⑸　天災その他やむを得ない事由による運送上の支障があるとき。

⑹　旅客が乗務員の旅客自動車運送事業運輸規則（昭和31年８月１日運輸省令第44号。以下「自動車運輸規則」といいます。）の規定に基づいて行う措置に従わないとき。

⑺　旅客が自動車運輸規則の規定により持込みを禁止された物品を携帯しているとき。

⑻　旅客が第41条第３項又は第４項の規定により持込みを拒絶された物品を携帯しているとき。

⑼　旅客が泥酔した者又は不潔な服装をした者、監護者に伴われていない小児等であって、他の旅客の迷惑となるおそれのあるとき。

⑽　旅客が付添人を伴わない重病者であるとき。

⑾　旅客が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症、二類感染症、新型インフルエンザ等感染症若しくは指定感染症（入院を必要とするものに限る。）の患者（これらの患者とみなされる者を含む。）又は新感染症の所見のある者であるとき。

（運送の制限等）

**第７条**　当社は、天災その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合には、臨時に乗車券の発売の制限若しくは停止、乗車する自動車の指定、乗車区間の制限又は手回品の大きさ、重量若しくは個数の制限をすることがあります。

２　当社は、前項の規定による制限、停止又は指定をする場合には、あらかじめ、その旨を関係の駅等に提示します。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

（乗車券の所持）

**第８条**　旅客は、所定の乗車券を所持しなければ乗車できません。ただし、乗車後当社の係員の請求に応じて所定の運賃を支払うときは、この限りではありません。

## 第２節　乗車券の発売と効力

（乗車券の発売）

**第９条**　当社は、国土交通大臣又は地方運輸局長へ運賃を届け出て、乗車券を駅等において発売します。

２　当社は、定期乗車券以外の乗車券を車内で発売することがあります。

３　当社は、第１項の規定にかかわらず、発売する乗車券の種類、発売場所又は発売期間を指定することがあります。

４　当社は、前項の指定をしたときは、その旨を関係の駅等に掲示します。

（通学定期乗車券の発売）

**第10条**　通学定期乗車券の発売については、東日本旅客鉄道株式会社旅客営業規則（昭和62年４月東日本旅客鉄道株式会社公告第４号。以下「旅客規則」といいます。）第36条の規定を準用します。

（通学用割引回数乗車券の発売）

**第11条**　通学用割引回数乗車券の発売については、旅客規則第39条第１項及び第２項並びに同第40条の規定を準用します。

（団体乗車券の発売）

**第12条**　団体乗車券の発売については、旅客規則第43条の規定を準用します。

（定期乗車券の使用方法）

**第13条**　定期乗車券を所持する旅客は、その通用区間内において、当社が認める自動車に乗車し、又は下車することができます。

２　定期乗車券を所持する旅客は、その通用期間内において、その使用回数を制限されません。

（乗車券の通用期間）

**第14条**　乗車券の通用期間は、券面表示のとおりとします。

（乗車券の呈示及び入鋏）

**第15条**　旅客は、当社の係員が乗車券の点検のため、乗車券の呈示を求めたとき又は呈示された乗車券に入鋏しようとするときは、これを拒むことはできません。

（身分証明書等の所持）

**第16条**　第10条、第11条又は第25条の規定により発売された乗車券を使用する旅客は、当該乗車券の使用資格を有することを証明する書類を所持しなければならず、かつ、当社の係員が当該書類の呈示を求めたときには、これを拒むことはできません。

２　前項の書類を所持せず、又は呈示を拒んだ旅客は、当該乗車券を当該乗車について使用できません。この場合において、当社は当該乗車券を一時領置することがあります。

（途中の駅で下車した場合）

**第17条**　普通乗車券、回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客が、旅客の都合により乗車券面に表示された通用区間内の駅で下車したときは、当該通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。ただし、乗換えその他特に定める場合は、この限りではありません。

（運送継続拒絶の場合）

**第18条**　普通乗車券、回数乗車券又は団体乗車券を所持する旅客が、第６条各号（第５号を除く。）の規定により、運送の継続を拒絶されたときは、乗車券面に表示された通用区間の全部について運送が終了したものとみなします。

（乗車券の無効）

**第19条**　次の各号のいずれかに該当する乗車券は、無効として回収します。

⑴　通用期間を経過した乗車券

⑵　券面表示事項の不明となった乗車券又は券面表示事項をぬり消し若しくは改変した乗車券

⑶　第10条又は第11条の規定により発売された乗車券で、その記名人が使用資格を失ったもの

⑷　第10条又は第11条の規定により発売された乗車券で、使用資格、氏名、年令、区間又は通学の事実を偽って購入したもの

⑸　第25条に定める割引の適用を受けることができるように身分又は資格を偽って購入した乗車券

⑹　第25条の規定により発売された乗車券でその使用者が使用資格を失ったもの

⑺　その他不正の手段により取得した乗車券

２　当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該乗車券を無効として回収します。

⑴　係員の承諾を受けずに通用区間のある乗車券をその通用区間外に使用したとき。

⑵　記名のある乗車券をその記名人以外の者が使用したとき。

⑶　第25条の規定により発売された乗車券を使用資格者以外の者が使用したとき。

⑷　その他乗車券を不正に使用したとき。

（乗車券の引渡し及び回収）

**第20条**　旅客は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに、その所持する乗車券を当社の係員に引き渡し、又はその回収に応じなければなりません。

⑴　運送が終了したとき。

⑵　第17条又は第18条の規定により運送が終了したものとみなされたとき。

⑶　当該乗車券が無効又は不要となったとき。

（特殊な乗車券の発売）

**第21条**　当社は、地方運輸局長へ届け出たところにより、特殊な乗車券を発売することがあります。この場合には、その発売、効力及び特殊取扱いに関する事項でこの規則の定めと異なる取扱いをするものについては関係の駅等に掲示し、又は当該乗車券に記載します。

（乗車駅証明書の所持）

**第22条**　当社は、第８条ただし書の規定による取扱いをする場合は、当該の旅客が旅行を開始した駅を証明する証

明書（以下「乗車駅証明書」といいます。）を車内で発行することがあります。

２　旅客は、乗車する際交付された乗車駅証明書を所持し、下車する際にはその乗車駅証明書を当社の係員に引き渡さなければなりません。

３　第１項に規定する乗車駅証明書を所持しない場合又は前項に規定する引渡しを拒んだ場合であって、当社の係員が旅客の乗車した駅を知ることができないときは、当該運行系統又は区間の始発の駅から乗車したものとみなします。

## 第３節　運賃

（運賃）

**第23条**　当社が旅客から収受する運賃は、契約の成立した時において国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出て実施しているものによります。

２　前項の運賃は、関係の駅等に掲示します。

（旅客の区分及び幼児・乳児の無賃運送）

**第24条**　当社は、次に掲げる年齢別の旅客の区分によって、運賃を収受します。

大人　12才以上の者

小児　６才以上12才未満の者

幼児　１才以上６才未満の者

乳児　１才未満の者

２　当社は、前項の規定による幼児又は乳児に対しては運賃を収受しません。ただし、次の各号の１に該当する場合は、これを小児とみなして運賃を収受します。

⑴　幼児が幼児だけで旅行するとき。

⑵　幼児が、乗車券を所持する６才以上の旅客（団体旅客を除く。）に２人を超えて随伴されて旅行するとき。ただし、２人を超えた者だけ小児とみなします。

⑶　幼児が、団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

（運賃の割引）

**第25条**　当社は、次の各号により運賃を割り引きます。

⑴　旅客が東日本旅客鉄道株式会社学校及び救護施設指定取扱規則（昭和62年４月東日本旅客鉄道株式会社公告第６号）第21条に規定する施設に保護され又は救護される者である場合は、旅客規則第30条の定めにより運賃を割り引きます。

⑵　旅客が東日本旅客鉄道株式会社身体障害者旅客運賃割引規則（昭和62年４月東日本旅客鉄道株式会社公告第９号。以下「身体障害者規則」といいます。）第２条又は第３条に規定する身体障害者又はその介護者である場合は、身体障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。

⑶　旅客が東日本旅客鉄道株式会社知的障害者旅客運賃割引規則（平成３年11月東日本旅客鉄道株式会社公告第76号。以下「知的障害者規則」といいます。）第２条又は第３条に規定する知的障害者又はその介護者である場合は、知的障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。

⑷　旅客が東日本旅客鉄道株式会社精神障害者旅客運賃割引規則（2024年12月東日本旅客鉄道株式会社公告第11号。以下「精神障害者規則」といいます。）第２条又は第３条に規定する精神障害者又はその介護者である場

合は、精神障害者規則の定めにより運賃を割り引きます。

⑸　旅客が東日本旅客鉄道株式会社特定者用定期乗車券発売規則（昭和62年４月東日本旅客鉄道株式会社公告第14号。以下「特定者規則」といいます。）第２条に規定する被保護世帯の世帯員である場合は、特定者規則の定めにより運賃を割り引きます。

２　当社は、前項の規定により割引をする場合を除き、国土交通大臣又は地方運輸局長へ届け出たところにより、区間若しくは期間を限り、又は一定の旅客に対して運賃を割り引きします。

## 第４節　旅客の特殊取扱い

（旅客の都合による運賃の払いもどし）

**第26条**　当社は、乗車券を所持する旅客が、その都合によって乗車を取りやめたときは、旅客の請求により次の各号に規定する運賃の払いもどしをします。

⑴　未使用の普通乗車券及び団体乗車券にあっては、通用期間内に限りその運賃額

⑵　未使用の回数乗車券にあっては、当該回数乗車券の運賃額から、券面区間に対する無割引の普通旅客運賃に使用券片数を乗じて算出した額を控除した残額

⑶　通用期間前の定期乗車券にあっては、その運賃額

⑷　通用期間内の定期乗車券にあっては、通用期間の始めの日から払いもどしの請求があった日（請求があった日は使用済み期間とします。）までを使用済み期間とし、これを１日２回乗車したものとしてみなして券面区間に対する無割引の普通旅客運賃に換算した額をその運賃額から控除した額

２　前項の払いもどしに際しては、乗車券１枚につき旅客規則第271条及び第272条に定める手数料を収受します。

（割増運賃等）

**第27条**　当社は、旅客が次の各号のいずれかに該当するときは、その旅客から、その旅客が乗車した区間に対応する普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とを合わせて収受します。この場合において、当社の係員が旅客の乗車した駅を知ることができないときは、始発の駅から乗車したものとみなします。

⑴当社の係員が第15条の規定により乗車券の呈示を求めたときに有効な乗車券を呈示せず、かつ、当社の係員の請求に応じて運賃の支払いをしなかったとき

⑵　当社の係員が第20条の規定により乗車券の引渡しを求めた場合にこれを拒んだとき

⑶　乗車券を不正乗車の手段として使用したとき

⑷　当社の指定する運行系統において所定の運賃を支払わないで乗車したとき

２　当社は、前項の規定にかかわらず、第19条の規定により定期乗車券を無効としたときは、その定期乗車券を所持する旅客から次の各号に規定する普通旅客運賃と、その２倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受します。

⑴　通用期間開始前の定期乗車券をその期間開始前に使用したときは、券面表示の区間を発売の日からその事実を発見した日まで毎日２回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

⑵　通用期間満了後の定期乗車券をその期間満了後に使用したときは、券面表示の区間を通用期間満了の日の翌日からその事実を発見した日まで毎日２回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

⑶　定期乗車券を使用する旅客がその使用資格を失った後に使用したときは、券面表示の区間を使用資格を失った日からその事実を発見した日まで毎日２回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

⑷　定期乗車券を使用して、その券面表示の区間以外の区間を乗車したときは、次の区分に従い計算した普通旅客運賃

イ　区間の連続していない２枚以上の定期乗車券を使用したとき

その定期乗車券の通用期間開始の日（開始の日が異なるときは、その事実を発見した日に近い開始の日とします。）からその事実を発見した日まで各定期乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間を毎日２回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

ロ　定期乗車券の区間と連続していない回数乗車券を合わせて使用したとき

定期乗車券及び回数乗車券の券面表示区間と券面表示区間以外の乗車区間を通じた区間（当社の係員が旅客の乗車した駅を知ることが出来ないときは、始発の駅から乗車したものとみなします。）を回数乗車券の使用済みの券片数に相当する回数乗車したものとして計算した普通旅客運賃

ハ　イ及びロに掲げる場合以外のとき

その乗車した区間（当社の係員が旅客の乗車した駅を知ることができないときは、始発の駅から乗車したものとみなします。）に対応する普通旅客運賃

⑸　その他定期乗車券に関し不正の行為を行ったときは、券面表示の区間を通用期間開始の日からその事実を発見した日まで毎日２回ずつ乗車したものとして計算した普通旅客運賃

（乗越し）

**第28条**　旅客は、あらかじめ、当社の係員の承諾を得て、次の各号に規定する金額を支払ったときは、前条の規定にかかわらず、既に支払った運賃額に対応する区間を越えて乗車することができます。

⑴　定期乗車券、乗降駅を指定する回数乗車券、団体乗車券又は割引の乗車券を所持する旅客については、その所持する乗車券の券面表示の区間を越えて乗車する区間に対応する普通旅客運賃

⑵　前号の乗車券以外の乗車券を所持する旅客については、乗車する区間に対応する普通旅客運賃と既に収受した運賃との差額

（乗車券の紛失）

**第29条**　旅客が乗車券を紛失した場合において、当社の係員がその事実を認めることができないときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受します。

（誤乗）

**第30条**　旅客が乗車券の券面表示の区間と異なる区間に誤って乗車した場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、その乗車区間に対応する普通旅客運賃を収受し、乗車券を有効に使用できるよう誤って乗車したことを証明する措置を講じます。

（誤購入）

**第31条**　旅客が駅名の類似その他の事由によって、誤って乗車券を購入した場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、旅客の希望する乗車券と取り換えます。この場合において、既に収受した運賃と正当な運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払いもどします。

（誤払い）

**第32条**　旅客が当社の指定する運行系統において誤って運賃を支払った場合において、当社の係員がその事実を認めることができるときは、誤払いに係る金額を精算します。

（定期乗車券の書換え）

**第33条**　当社は、旅客の請求により、券面表示事項の不鮮明となった定期乗車券の書換えをします。

２　前項の取扱いは、旅客に悪意がないと認められ、かつ、不鮮明となった券面表示事項が判別できるときに限って当該の定期乗車券と引き換えに行うものとします。

（定期乗車券の再発行）

**第34条**　当社は、旅客の紛失した乗車券については、再発行をしません。

（運賃の変更の場合の取扱い）

**第35条**　当社が運賃を変更した場合において、旅客は、変更前に購入した乗車券をそのまま有効なものとして使用することができます。

（再購入後の払いもどし）

**第36条**　旅客が定期乗車券を紛失し、再購入後、紛失した定期乗車券を発見し、新券と共に旧券を呈示し、払いもどしの請求をした場合は、旧券について第26条第１項第４号及び同条第２項の規定を準用し払いもどしをします。

（乗車中の自動車の運行中止の場合の取扱い）

**第37条**　当社は、当社の自動車が運行を中止したときは、その自動車に乗車中の旅客に対して、その選択に応じ、次の各号のいずれかに該当する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客については第１号及び第２号の規定を適用しません。

⑴　旅行中止駅・着駅間の旅客運賃の払いもどしを受けることができる証票の発行

⑵　前途の区間を乗車することができる証票の発行

⑶　その旅客の乗車駅までの無賃送還

２　当社は、前項第３号の規定により無賃送還された旅客であって、次の各号に該当する者に対しては、当該各号の取扱いをします。

⑴普通乗車券を所持する旅客に対しては、既に収受した運賃の払いもどしを受けることができる証票の発行

⑵　回数乗車券を所持する旅客に対しては、その選択に応じ、当該券片と引換えに、旅行中止駅・着駅間の旅客運賃の払いもどしを受けることができる証票又は券面表示の区間を乗車することができる証票の発行

⑶　乗車券を所持しない旅客であって、運賃を支払ったことが明らかな者に対しては、既に収受した運賃の払いもどしを受けることができる証票の発行

３　前２項の規定は、当社がその負担において前途の運送の継続又これに代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

４　前３項の規定は、第17条ただし書の規定により途中の駅で下車した旅客が、自動車の運行中止のため、その後の乗車をすることができなくなった場合に準用します。

**第38条**　当社は、当社の自動車が運行を中止したため、運行中止の区間に係る乗車券を所持する旅客が乗車できなくなったときは、その請求により次の各号に規定する取扱いをします。ただし、定期乗車券を所持する旅客に対する運賃の払いもどしは、運行中止の期間が引き続き５日を超える場合に限り行います。

⑴　運行中止の期間内において有効な未使用の乗車券（次号の乗車券を除きます。）を所持する旅客に対して

は、既に収受した運賃の払いもどし

⑵　運行中止の期間内において有効な回数乗車券又は定期乗車券を所持する旅客に対しては、イ又はロにより算出した額の払いもどし

イ　回数乗車券

当該回数乗車券の発売額に払いもどしをする券片数を乗じ、総券片枚数で除し、10円未満の端数を10円単位に切り上げた額

ロ　定期乗車券

使用しない区間（２区間以上ある場合は、その区間の営業キロを通算します。）の原定期旅客運賃を次の日数で除し、その１円未満の端数を１円単位に切り上げた額に休止日数を乗じて、１円未満の端数を切り捨て10円単位とした額

⑺　有効期間が１箇月のものにあっては30日

⑴　有効期間が３箇月のものにあっては90日

⑼　有効期間が６箇月のものにあっては180日

２　前項の規定は、当社がその負担において当該運送に代わる手段を提供した場合においてこれを利用した旅客及び運行中止について責任のある旅客については、適用しません。

（運賃の払いもどし場所）

**第39条**　当社は、本節の規定による運賃の払いもどし又は乗車券の引換え、取換え、書換え若しくは再発行を、関係の駅等に掲示した箇所で行います。

## 第５節　手回品

（手回品）

**第40条**　旅客は、自己の身の回り品のほか、次の各号に掲げる制限以内の手回品（旅客の携行する物品で当社が引渡しを受けないものをいいます。以下同じとします。）を車内に２個まで持ち込むことができます。ただし、当社が、他の旅客の迷惑となるおそれがあると判断した場合は、手回品の持込みを拒絶することがあります。

⑴　重量　30キログラム以内の物品

⑵　容積　0.25立方メートル以内の物品

⑶　長さ　２メートル以内の物品

（手回品の持込み制限）

**第41条**　旅客は、前条の規定にかかわらず、第６条第７号の物品を車内に持ち込むことができません。

２　当社は、旅客の手回品の中に前項の物品が収納されているおそれがあると認めるときは、旅客に対し手回品の内容の明示を求めることがあります。

３　当社は、前項の規定による求めに応じない旅客に対して前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

４　当社は、旅客が第２項の規定による求めに応じた場合においてその手回品の内容が第１項の物品と類似し、かつ、これと識別が困難であるときは、旅客がこれらの物品でない旨の相当の証明をしない限り、前条の規定にかかわらず、その手回品の持込みを拒絶することがあります。

５　第１項の規定にかかわらず、子犬・猫・はと又はこれらに類する小動物（猛獣及びへびの類を除く。）であっ

て、次の各号に該当するものは当社の係員の承諾を得て車内に持ち込むことができます。

⑴　長さ0.7メートル以内、立方形の長さ、幅、及び高さの和が0.9メートル程度の容器に完全に収納したもので、他の旅客に危害を及ぼし又は迷惑となる恐れがないと認められるもの

⑵　容器に収納した重量が10キログラム以内のもの

## 第３章　責　任

（旅客に関する責任）

**第42条**　当社は、当社の自動車（委託する場合にあっては、委託を受けた者の自動車を含みます。）の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が自動車の運行に関し注意を怠らなかったこと、当該旅客又は当社の係員以外の第三者に故意又は過失のあったこと並びに自動車に構造上の欠陥又は機能の障害がなかったことを証明したときは、この限りでありません。

２　前項の場合において、当社の旅客に対する責任は、その損害が車内において、又は旅客の乗降中に生じた場合に限ります。

**第43条**　当社は、前条の規定によるほか、その運送に関し旅客が受けた損害を賠償する責に任じます。ただし、当社及び当社の係員が運送に関し注意を怠らなかったことを証明したときは、この限りではありません。

（手回品等に関する責任）

**第44条**　当社は、その運送に関し、旅客の手回品及び着衣、メガネ、時計その他の身の回り品について滅失又はき損によって生じた損害を賠償する責に任じません。ただし、当社又は当社の係員がその滅失又はき損について過失があったときは、この限りではありません。

（異常気象時等における措置に関する責任）

**第45条**　当社は、天災その他当社の責に帰することができない事由により輸送の安全の確保のため一時的に運行中止その他の措置をしたときは、これによって旅客が受けた損害を賠償する責に任じません。

（旅客の責任）

**第46条**　当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの規則の規定を守らないことにより当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めます。

## 第４章　鉄道線を乗り継ぐ場合の取扱い

**第47条**　自動車線と鉄道線を乗り継ぐ旅客の運送及びこれに附帯する取扱等については、別に定める場合を除いて、自動車線と鉄道線を通じた全区間について、旅客規則を適用します。ただし、自動車線の運賃は第23条の定めによるものとします。

**附　則**

この公告は、平成24年12月22日から施行します。